

第三条 新法第三十四条第一項及び第三十九条の規定は、この法律の施行前に、第一審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対し上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

新法第四十条から第四十二条までの規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第一審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対し上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

（施行前に犯した犯罪行為により生じた財産等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）の施行の日後となつた場合には、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した旧法第五十六条の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば同条の罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第一項第一号の犯罪収益とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に犯した罪の公訴时效の期間については、新法第七十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第一条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（独立行政法人種苗管理センター法及び独立行政法人家畜改良センター法の一部改正）

第八条 次に掲げる法律の規定中、「第五十三条の二第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

一 独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第二百八十四号）第十二条第一項第二号

二 独立行政法人家畜改良センター法（平成十二年法律第二百八十五号）第十二条第一項第二号

農林水産大臣臨時代理

國務大臣 若林 正俊
内閣総理大臣 安倍 晋三

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年五月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関する基本方針及び計画（第六条～第十二条）

第三章 自動車排出窒素酸化物等の総量の削減
　　に関する特別の措置
　　第一節 窒素酸化物排出自動車等に関する措置（第十二条—第十四条）
　　第二節 窒素酸化物重点対策地区等に関する措置（第十五条—第三十条）
　　第三節 事業者に関する措置（第三十一条—第四十二条）
　　第四章 雜則（第四十四条—第四十八条）
　　第五章 罰則（第四十九条—第五十二条）
　　附則

第一章 総則

第五条の次に次の章名を付する。

　　第一章 自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関する基本方針及び計画

第六条第二項第二号中「窒素酸化物総量削減計画の策定」の下に「、第十五条第一項の窒素酸化物重点対策地区の指定」を加え、「第十五条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第三項中「該当する」を「該当し、又は該当しなくなつた」に改め、「定める政令」の下に「の制定又は改廃」を加える。

第七条第六項中「変更」の下に「（第十六条第一項の窒素酸化物重点対策計画を策定し、又は変更する場合を含む。）」を加える。

第八条第二項第二号中「粒子状物質総量削減計画の策定」の下に「、第十七条第一項の粒子状物質重点対策地区の指定」を加え、「第十五条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第三項中「該当する」を「該当し、又は該当しなくなつた」に改める。

第九条第三項中「変更」の下に「（第十八条第一項の粒子状物質重点対策計画を策定し、又は変更する場合を含む。）」を加える。

第十一条の次に次の章名及び節名を加える。

　　第三章 自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関する特別の措置

　　第一節 窒素酸化物排出自動車等に関する措置

第十五条第一項中「第十七条」を「第三十二条」に改める。

第三十三条を第五十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十五条 第二十二条第一項若しくは第五項又は第二十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第二十九条第二号中「第十八条又は第二十条第一項」に、「これらの規定を第二十二条第一項」を、「第三十四条第三十七条若しくは第四十一条第一項」に、「第十七条第一項（第二十二条第一項）を、「第四十一条第一項から第四項まで（第四十三条第一項）に改め、同号を同条第七号とし、同条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一項中「第十七条（第二十二条第一項）を、「第三十三条又は第三十六条第一項（これらの規定を第三十三条第一項）に改め、同号を同条第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一 第二十一条第一項、第二十一一条第一項又は第二十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十条第二項（第二十三条第三項、第二十四条规定第五項及び第二十五条第五項において準用する場合を含む。）の添付書類であつて、虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第二十一条第三項、第二十三条第四項又は第二十四条第六項の規定に違反した者

四 第二十四条第四項又は第二十五条第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

五 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十九条を第五十条とする。

第二十八条の前の見出しを削り、同条中「第十九条第三項（第二十二条第一項）を、「第三十五条第三項（第四十三条第一項）に改め、同条を第四十九条とする。

第二十七条を第四十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十六条を第四十七条とし、第二十三条から第二十五条までを二十一条ずつ繰り下げる。

第二十二条第一項中（平成元年法律第八十二号）を削り、「第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項」を第三十二条から第三十五条まで、「第三十六条第一項、第三十七条から第三十九条まで、及び第四十一条第一項から第四項まで」に、「第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項」を、「第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十九条第一項及び第四十一条第一項から第四項まで」の規定に「並びに第十七条」を第三十三条规定